令和５年度さいたま市新型コロナウイルス感染症患者

入院受入事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症にり患した者が、市内の医療機関へ円滑に入院し、適切な治療が受けられるようにするため、入院受入事業を実施する医療機関に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成１３年さいたま市規則第５９号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 患者　新型コロナウイルス感染症にり患した者をいう。
2. 医療機関　医療法(昭和２３年法律第２０５号)第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）をいう。

（補助対象事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、市内の医療機関とする。

（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる事業は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

1. 第７条第１項の規定により登録の決定を受けた日から令和５年９月３０日ま

での期間（市長が特に必要があると認める場合は、令和５年４月１日から令和

５年９月３０日までの期間）内に実施した患者への入院治療であること。

1. 入院受入を行った患者への入院治療であること。

（ただし、自院で他疾患により入院中であった者が患者となった場合を除く。）

1. 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)に病床の使用

状況等の入力が行われており、入院受入状況が確認できること。

（補助金の額）

第５条　患者１人あたり日額８，０００円を交付するものとする。

（登録申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、さいたま市新型コロナウイルス感染症患者入院受入事業補助金登録申請書（様式第１号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、「令和４年度さいたま市新型コロナウイルス感染症患

者等入院受入事業補助金交付要綱」第５条第２項又は第６条第１項の規定により登

録を受けている者は、令和５年４月１９日に前項の規定に基づく申請をし、同年４月１日に遡及して次条第１項の登録の決定を受けたものとみなす。

（登録の決定）

第７条　市長は、前条第１項の申請書を受理したときは、これを審査し、登録の可否を速やかに決定し、その旨をさいたま市新型コロナウイルス感染症患者入院受入事業補助金登録決定通知書（様式第２号）又はさいたま市新型コロナウイルス感染症患者入院受入事業補助金不登録決定通知書（様式第３号）により当該者に通知するものとする。

２　市長は、登録を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（交付申請）

第８条　前条第１項の規定により登録の決定を受けた者（第６条第２項の規定により登録の決定を受けたものとみなされた者を含む。）は、補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市新型コロナウイルス感染症患者入院受入事業補助金交付申請書（様式第４号）に次に掲げる書類を添付して、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

　⑴　事業実績報告書

　⑵　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第９条　市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、交付の可否を速やかに決定し、その旨をさいたま市新型コロナウイルス感染症患者入院受入事業補助金交付決定通知書（様式第５号）又はさいたま市新型コロナウイルス感染症患者入院受入事業補助金不交付決定通知書（様式第６号）により当該申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第１０条　市長は、この要綱に基づく申請、報告等に虚偽の事項があると認めたときは、さいたま市新型コロナウイルス感染症患者入院受入事業補助金交付決定取消通知書（様式第７号）により、その全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（調査）

第１１条　市長は必要があると認めるときは第９条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し必要な報告を求め、または調査をすることができる。

（書類の整備）

第１２条　補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整理し保管しなければならない。

２　前項に規定する証拠書類の保管期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間とする。

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

　（施行期日等）

１　この要綱は、令和５年４月１９日から施行し、同年４月１日から適用する。

（失効）

２　この要綱は、令和５年９月３０日限り、その効力を失う。ただし、第１０条から第１２条までの規定並びに第６条第２項及び第７条第１項の登録の決定を受けた者が同日までに実施した補助事業に係る第８条及び第９条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。